新潟市 協働の指針(案)

※ 平成27年2月24日現在 新潟市市民協働課

目次

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7日业11~0	13 1 7 W J	nmと我
		「協働の概念」・・・・・・・・・・・P3
	14 601	
第1章	協働。	
	1	なぜ協働が必要なの?(意義)・・・・・・・P5
	2	
		☆コラム2
		「共通の目標を掲げ責任を持って取り組もう」・・・P9 活動事例リンク集・・・・・・・・・・・P11
	3	
	3	ラの利為中では、(励働の圧組みとバードノー)・・・ドイと ☆コラム3
		「協働は目的ではなく手段である」・・・・・P12
		* imiginal in clara (1) to 60 0 1 1 1 2 1 2 1
		「お互いの特性を理解しよう」・・・・・・・P13
第2章	目指	すべき理想像
	1	協働の考え方(協働の基本的概念)・・・・・・P14
		☆コラム5
		「活動が始まったら、広く地域に個々に情報発信しよう」P15
		☆コラム6
		「協働の始まりは市民の参加から」・・・・・・P16
	2	自治のあり方(補完性の原理)・・・・・・・P17
	3	理想像(協働の方向性)・・・・・・・・・P18
生2号	<u>+</u> +>+	為働形態
≉ਪ ਸ	1	プログログ 実行委員会・協議会・・・・・・・・・・・・ P 1 9
	•	共催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
	3	活動協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	
	5	企画・調査計画策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6	委託・・・・・・・・・・・・・・・・P21
		☆コラム7
		「お互いの連絡窓口を一本化することが必要」・・・P22

第4章 協働によって期待される効果

1	市民・・・・・・・・・・・・・・P23
2	自治会・町内会・・・・・・・・・・・P23
3	コミ協・・・・・・・・・・・・・・P23
4	自治協・・・・・・・・・・・・・・・P23
5	NPO(NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体)P23
6	事業所・事業者・・・・・・・・・・・P24
7	市·····P24
	☆コラム8
	「身近なコミ協や区役所などに積極的に相談してみよう」P24

はじめに

新潟市は、平成19年4月より本州日本海側初の政令指定都市として歩み始め、市民の皆様と協働しながら、区を一つの単位とした特色あるまちづくりを進めてきました。これまで、区自治協議会や地域コミュニティ協議会などを通じ、一体となって市民力・地域力を発揮し、「地域と共に育つ」分権型政令市へと大きく前進してきました。

平成 19年3月に策定した「市民協働の手引き 2006」では、主に NPO との協働事業 における基本的な考え方や具体的な手法などを示し、平成 20年2月には、分権型政令市 づくりを確かなものとするため、自治の基本理念や基本原則を示した「新潟市自治基本条例」を制定しました。

手引きや自治基本条例に定義され、日常的にあらゆる場面で使われるようになった"協働"という言葉。今や、わたしたちのまちづくりに欠かせない考え方と言えますが、「そもそも協働ってどういう意味?」「なぜ協働が必要なの?」「協働をどう始めたらいいのかわからない」・・・といった声が聞かれるのもまた事実です。

そこで、協働について意義や推進する上での基本原則などを改めて整理し、より分かり やすくお伝えするため、これまでの「市民協働の手引き 2006」の内容を見直し、「協働 の指針」として改訂することとしました。

この指針で紹介する事例をご覧いただくと、普段何も意識しないで取り組んでいること、 身近で行われていることが、実は「あれも」「これも」協働なんだということが理解できる と思います。わたしたちのまわりには、協働による取り組みがたくさんあります。

にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)では、将来の都市像の一つに「市民と地域が 学び高め合う、安心協働都市」を掲げています。地域活動の担い手と市役所職員が、協働 についての認識を共有し、実践することで、活動が円滑に、より実り多いものになってい きます。新潟市は、これからも市民力・地域力を活かした協働によるまちづくりを進め、 ずっと安心で安全な暮らしの実現を目指します。

※時代に即したものになるよう、指針は今後も状況の変化に応じて見直していきます。

指針における用語定義

1 協働

新潟市自治基本条例では、市民と市が対等な関係で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、並びに連携や協力することとしています。「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味します。

2 市民公益活動(団体)

市民公益活動は、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」を指します。

市民公益活動団体は、「市民公益活動を継続的に行う民間非営利団体」のことであり、宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、暴力団またはその構成員を含む団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

3 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティ協議会(以下「コミ協」という。)は、市民と市とが協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織をいいます。

自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、 民生・児童委員など、地域のさまざまな団体等で構成されています。

4 区自治協議会

区自治協議会(以下「自治協」という。)は、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市(区)民と行政との協働によって、市民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市長の附属機関です。

自治協は、市(区)民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため、市(区)民や区内の諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整や取りまとめを行い、区役所と連携し、「区民等と市との協働の要」としての役割を担っています。

コミ協、公共的団体等、学識経験者、公募などで構成され、概ね毎月1回全委員が 集まる本会議が開催されます。主に、市から求められる議題について意見を述べるほか、市(区) 民との連携の強化に関することなど、自治協が自ら必要と認めるものについて意見を述べます。本会議のほか、福祉や教育といった分野に関する部会を設置し、 地域づくりについて主体的に取り組んでいます。

5 NPO

NPO (Non-profit Organization の略) は、直訳すれば民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民公益活動団体組織を指します。

6 NPO法人

NPO法人とは、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)に基づき法人格を取得したNPOをいいます。

7 ボランティアとNPO

ボランティアは市民公益活動を行う個人のことであり、NPOは継続的に市民公益活動を行う団体のことを指します。NPOの場合、その運営や活動に、必ずしもボランティアが参加している必要はありません。また、特定非営利活動促進法(NPO法)の施行以前は、ボランティア団体を含むNPOは、任意団体がほとんどでしたが、NPO法の制定により、NPO法人が市民公益活動の担い手として期待されています。

8 ボランティア団体

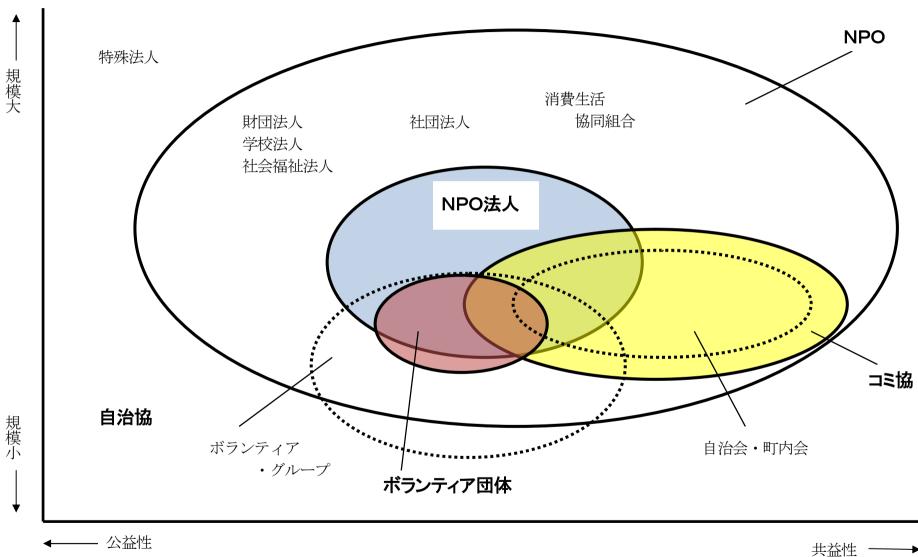
個人のボランティアが集まってボランティアグループとなり、そのグループが組織化されることによって、ボランティア団体と扱われることが多いようです。「代表者がいる」「規則がある」「事務局がある」など組織として継続性を有しているかどうかで、ボランティアグループとボランティア団体を分ける場合があります。ボランティア団体はNPOに含まれますが、その運営や活動をボランティアのみが担っている団体を指すのが一般的です。

☆コラム1「協働の概念」

協働とは、一般的にコラボレーション (collaboration)、パートナーシップ(partnership)と英語標記されます。collaboration は、「働く」を意味するラテン語の「laborara」に「ともに」を意味する接頭語「co」が加わったものであり、文どおり「ともに働く」という意味です。

協働の概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが 1977 年の著書の中で「co-production」という造語を用いたことで生まれています。Co は「共同の、共通の」という意味をなし、これに Production「作り出すこと、生産、製造」と結合させて生まれたものであり、これが「協働」と訳されたことで日本語として定着してきたと言われています。

【市民自治の多様な担い手の概念 (イメージ)】



※ゴシック体は、2~3ページの「指針における用語定義」に説明がある組織・団体です。

第1章 協働とは

1 なぜ協働が必要なの? (意義)

人々の生活構造や価値観の多様化、急激な人口減少、少子・超高齢社会の進展など社会が大きく変化、複雑化する中で、公共的課題は多様化し、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心とする行政だけでは、市民のニーズに十分な対応が困難な状況になってきています。

一方で、市民の社会参加意欲の高まりとともに、公益・非営利の分野で、自 主的・自発的な市民公益活動が活発になっています。

こうした社会の変化の中、市民に直接的な関わりがある行政サービスにおいては、市民、自治会・町内会、コミ協、自治協、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、事業所・事業者などの市民自治の多様な担い手(以下「市民自治の多様な担い手」という。)と協働し、その専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が可能になります。

また、協働による取り組みを通じて、市民自治の多様な担い手と市、それぞれの考え方や仕事の進め方の違いなどがわかり、互いの組織や活動の活性化が図られます。

2 協働ってどんなこと? (協働の事例)

①福祉防災マップ作成:南浜コミュニティ協議会(北区)

自治会・町内会、社会福祉協議会と連携し、自治会・町内会ごとに福祉防災マップづくりを行っています。

高齢化率が高く、地震・津波等の災害発生時の住民の安否確認、避難誘導対策等が課題となってきており、地域における要援護者等の状況把握やマップの作成による可視化が不可欠でしたが、自治会長に事前に説明を行い理解・協力を求めた結果、円滑に行うことができ、地域の要援護者等の状況が一目瞭然となり、防災意識も高まっています。



②地域の福祉推進活動:中野山小学校区コミュニティ協議会(東区)

民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携した活動です。高齢者の居場所「地域の茶の間」を拡大し、「認知症サポーター養成教室」や「介護教室」等の学習会や健康教室等の講座も開くことで、広く「自分の健康をどう保持するか」という意識の醸成のきっかけづくりを行っています。

地域包括支援センターと社会福祉協議会の支援を受け、「地域の茶の間なかの やま」を立ち上げ、高齢者の居場所づくりを進めてきましたが、高齢化が進み、 地域の支え合いを更に進めることが重要となってきています

そこで「茶の間」にボランティアとして参画する団体・個人を広く募った結果、バラエティに富み「茶の間」への参加者が増え、地域住民の交流の輪が広がっています。



③区民協働「森づくり」: 浜浦小学校区コミュニティ協議会(中央区)

にいがた野鳥の会、新潟県自然観察指導員の会、NPO法人ウッディ阿賀の会、 浜浦小学校、関屋中学校、新潟大学、中央区建設課と連携した活動です。地域団 体・NPO・大学・市による連絡協議会を設立し、小学校での総合学習等で啓 発を行っています。

浜浦地域に隣接する保有林は、50年前の新潟地震被害者のために市営住宅・県営アパートを建設する必要があり、伐採されました。そのため、長い間周辺住宅は冬の強風と潮の害にさらされる地域となっていました。

意見交換を行い地域や関係団体の合意を得ながら、植樹祭等への参加を関係団体に呼びかけた結果、隣接海岸地域を保有林機能を持った公園にすることが決定しました。



④世代間交流&横越を考える集い:横越コミュニティ協議会(江南

区)

横越小学校、横越中学校と連携した活動です。地域にどのような良い点、悪い点があるか問いかけることで各世代の問題意識や地域への思い等の共通した部分を抽出し、各課題の重要性を意識することができました。

交通弱者への支援を強化していくことで意見がまとまり、住民バスの充実の ための応援をしていくことになりました。



⑤地域の探索マップを使った地域めぐり:新関コミュニティ協議会

(秋葉区)

自治会・町内会、秋葉区コミ協連絡協議会、新関小学校、おひさま保育園、秋葉区地域課、新津地区公民館と連携し、地域理解に役立つ「しんせき夢マップ」を使った地域めぐりを実施しています。

少子高齢化が進み、中学校も統廃合となり地域全体に活気がなくなってきています。そこで新関地域の歌(ご当地ソング)づくりとともに地域を知り、過去から現在、未来につなげることを目的に探索マップ(しんせき夢マップ)を考えました。

地域の理解、地域愛を育てるため、小学校の地域学習や各種団体の新関めぐりに役立つよう、案内板等を作成・設置しました。

地域住民だけでなく、他地域からの見学者が増え、地域理解に役立っています。



⑥祭りを通じた世代間交流「庄瀬桜まつり」: 庄瀬コミュニティ協議

会(南区)

新発田市観光協会、南区産業振興課と連携し、地元中学校跡地と隣接の桜並木 を地域交流の場として活用しています。

多くの世代が協力しながら祭りを企画・運営し、地元名産品の販売や、コンサートも開催するなど集客を図った結果、地区内外から多数の来場者があり、地域の良さを認識してもらうことができました。

今後は桜の植栽を行い、桜の名所を目指していきます。



⑦黒埼南ふれあいオアシス活動:黒埼南ふれあい協議会(西区)

黒鳥自治会、黒埼商工会、黒埼南小学校、西区農業委員会、黒埼地区公民館と連携し、ご近所・お茶の間広場、枝豆の里で作る幻の肴豆作付け体験、豆婚会(婚活)活動、黒埼南わくわくフェスタ(子供たちのソーメン流し)、黒鳥ふれあい農業まつり、サツマイモ収穫体験を行っています。

時代の変化とともに高齢化と晩婚化が進み、若者の担い手不足が深刻化する中で、農業を継ぐ若者たちに交流の場を提供。以前の賑わいが戻ることを期待し、地域の絆づくりと活性化の手助けとなるよう企画しました。



⑧わんわんパトロール隊:巻地区まちづくり協議会(西蒲区)

西蒲警察署、西蒲区総務課と連携し、朝夕の犬の散歩時にわんわんパトロール グッズをつけて、自分たちの散歩時間に合わせて巡回を実施しています。

子ども、高齢者等の犯罪弱者が犯罪に巻き込まれることがないよう、犬の散歩をする人から参加してもらうことで、区民に防犯への理解が向上しました。また、住民同士の連帯感が強まり、犯罪の減少に結びついています。



コラム2「共通の目標を掲げ責任感をもって取り組もう」

協働とは、団体の目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な関係で、共通の目標に向けて協力する、または共通する課題の解決にあたることです。このため、共通の目標を常に明確に持つことが大切です。これがあいまいになると、「市にとっては、安上がりに施策を実施できる」「市民自治の多様な担い手にとっては、市から財政支援が得られる」など、両者の利害や思惑に左右される関係になってしまいます。

対等な関係を保つためには、それぞれの立場で問題解決を図り、それぞれが「相 **手任せにせず一緒に汗を流そう」**というスタンスを忘れないことが大事です。決し て"もたれあい"にならないように注意し、それぞれの協働の中で、市民自治の多 様な担い手と市が責任や権限をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要 があります。

⑨海岸林の保全:北区自治協議会(北区)

区自治協議会提案事業として、松くい虫被害などによる海岸林の荒廃に対処するため、自治協委員、学識経験者、各種関係団体などとの連携により、新潟市北区海岸林保全計画を策定しました。また、関係団体や地域の協力を得ながら、クロマツの植樹を行いました。



⑩亀田物語-ドジョウプロジェクト: NPO 法人ボランティア亀田(江

南区)

高齢者や若者等の市民、亀田郷土地改良区、地元の商店、江南区産業振興課と連携し、かつて亀田の特産品であったドジョウを江南区内の水田を活用して養殖。郷土料理としての特産品化する活動を実施しています。新たな水田の活用と高齢者の生きがい対策などを通じて、地域の魅力づくりと活性化を図っています。



⑪GREEN DAY: NPO法人にいがたエキナン会(中央区)

新潟駅南地区の**市民、事業所・事業者、中央区建設課**との連携により地域を活性化させる活動を行い、魅力ある地域づくりを目指しています。

けやき通りのゴミ拾いや駅南広場でのイベントなど、地域主導で地域の資源 を活用した取り組みを行っています。



⑩災害応援協定:事業所・事業者(各区)

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関の対応だけでは、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられます。

市では、事業所・事業者や民間団体など協定を結び、迅速かつ広域的な災害対策を実施できる体制を構築するため、災害時応援協定を締結しています。

(情報・施設復旧・物資提供・輸送・市民相談など70団体 H26.12 現在)



H26.12.18 新潟県土地家屋調査士会及び公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との災害時応援協定の締結

【市HPより URL】 http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/index_koujo/kyotei.html

その他にも、地域の見守り活動に関する協定を、NIC 新潟日報販売店会・民生委員児童委員協議会連合会・市社会福祉協議会・市の4者で結んでいます。

さらに詳しい活動事例を知りたい場合はこちら

《活動事例リンク集》

1. 地域コミュニティ協議会活動事例

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/community/com_katsudou.html

2. 区自治協議会

http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/sogo/jikisogo/kanrenrinku/kujichikyogikai.html

3. 新潟市市民活動支援センター(ニコット)

https://www.shimin-ouen.com/

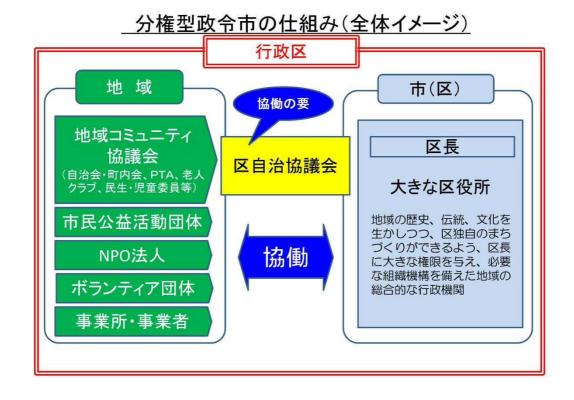
4. 新潟 NPO 協会

http://nan-web.jimdo.com/

3 今の新潟市では? (協働の仕組みとパートナー)

地域における課題を地域が主体となって解決するため、平成19年までに市内全域に地域の様々な団体等で構成するコミ協が結成されるとともに、区役所と地域の「協働の要」として、全ての区に自治協を設置しました。

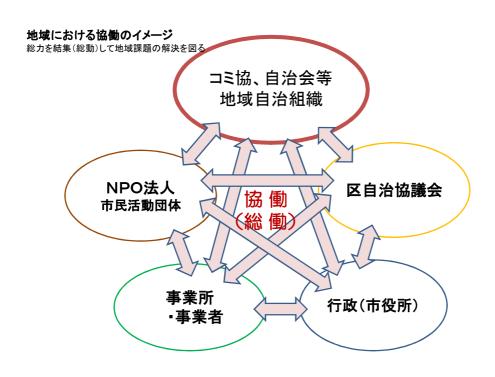
平成20年には、地域のことを自らが考え、自ら行動する「分権型政令市」 づくりをさらに力強く確かなものとするため、市民自治の基本となる条例「新 潟市自治基本条例」を制定するなど、市民が市政に主体的に参画するための環 境整備を進めてきました。



☆コラム3「協働は目的ではなく手段である」

協働すること自体は目的ではなく、市民自治の多様な担い手と市が、相互に共通する目的の実現や共通する課題を解決するための手段に過ぎません。

相互理解と信頼関係の下で協働するためには、相互が対等な立場で協働の必要性 等についてよく話し合い、合意を得ることが大切です。 人口減少の進行とともに、単身世帯の増加や高齢化の進行など地域の環境が大きく変化していくことで、安心安全や福祉など地域が抱える課題がますます多様化、複雑化しています。地域が主体となってまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりの協働に対する認識、まちづくりへの参画意識がさらに高まり、市民自治の多様な担い手が協働して取り組むことが必要となっています。



☆コラム4「お互いの特性を理解しよう」

市民自治の多様な担い手は、それぞれ目的や性格、組織、活動方法等が異なります。 これらの目的や性格の異なる多様な担い手と市が、相互の特性を活かして協働するためには、お互いが相手をよく理解することが大切です。

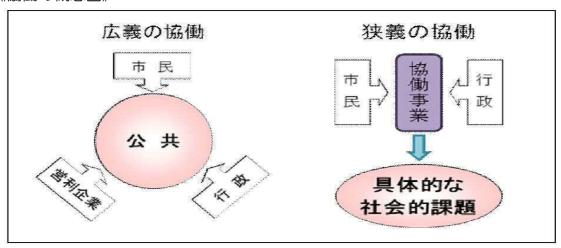
相互の課題を自らの課題として共有し、協働して取り組む活動の計画段階から対等な関係で提案・協議を行い、協働の目的や方法、役割と責任等について合意形成を図ることが重要になります。

第2章 目指すべき理想像

1 協働の考え方(協働の基本的概念)

協働とは、市民自治の多様な担い手と市が互いの立場や特性を尊重しながら、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題解決に取り組むことをいいます。

《協働の概念図》



(出典:静岡市 H23.3 協働事業推進マニュアル)

【協働の原則】

① 相互自立

市民自治の多様な担い手と市がお互いに「依存」するのではなく、「自立」することが大切です。

② お互いを尊重し理解する関係

市民自治の多様な担い手と市がお互いを尊重し、協働の必要性や、協働による行政サービスの変化などを理解し、協力しあう関係をつくることが必要です。

③ 役割分担

市民自治の多様な担い手と市の役割を固定化して考えるのではなく、市民が役割を担うべきこと、市が役割を負うべきことを再確認するとともに、お互いに責任を持って、共通の課題を持ち、合意による役割分担ができる関係をつくることが重要です。市民は自らが地域づくりの担い手であることを認識し、自主・自立した活動を継続して地域社会の発展に取り組み、市は専門的知識や技術の習得に努め、必要な支援策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

④ 情報の公開と共有

市民自治の多様な担い手と市がお互いに信頼しあえる関係をつくることは、協働するために不可欠です。それには、常にお互いの必要な情報を持ち寄り、公開していくとともに、 双方で共有していくことが求められます。

⑤ 協働の継続した評価・見直し(PDCA サイクル)

市民自治の多様な担い手と市が共に計画・実施した活動を評価することは、活動の透明性を確保し、周囲への説明責任を果たすとともに将来の活動をより良くするために不可欠です。先述の①から④の原則に沿って活動が行われているか、適宜評価・見直しを行うことが理想です。

《PDCAサイクルとは》

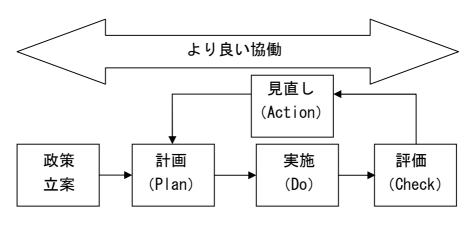
以下の4つの工程を繰り返し実施することで、協働をより良いものにしていくことを目指 すものです。

P…Plan (計画)

D···Do (実施)

C…Check (評価)

A…Action (見直し)



☆コラム5 「活動が始まったら、広く地域に個々に情報発信しよう」

市民自治の多様な担い手と市は、協働による取組を開始したら、活動を行うこと ばかりに専念するのではなく、常にその情報を市民に公開し、発信していくことが 大切です。

ホームページや広報紙等により、できるだけ情報公開に努め、市民の理解や参加を得る努力を忘れないようにしましょう。随時、活動の状況を市民に知らせることで、協働による取組への関心を高めることが期待できるほか、市民の当事者意識や参加意識が芽生えるきっかけにもつながり、より大きな成果に結びつけることができるでしょう。

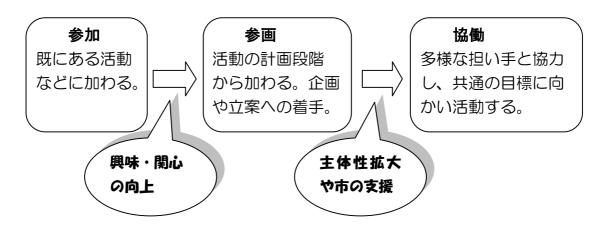
【協働の要件】

市民が社会の運営に参加し、課題の解決や理想の実現に取り組むことは、市民自治の本来のあり方だと言えます。その場合、個人か組織か、また参加の程度が単発的か限定的か、継続的かなど様々です。

しかし、協働はさらに進んで、課題の解決や理想の実現のために、活動に対して継続的に取り組むことが求められます。このため、「個人として単発的に」ではなく「<u>組織とし</u>て継続的に」行われることが要件となります。

参加	自覚や関心をもった地域・社会活動への初期的参加。各種ボランテ
	ィア活動への参加など。
参画	地域・社会の公共的活動への主体的な参加。政策・計画への提言・提
	案。市民委員会等への参加など。
協働	コミ協など市民主体の組織的な公共的活動。市民による組織的計画
	づくり。計画に基づく実行行動。市からの委託に基づく市民の公共
	施設等の管理運営活動など。

《参加・参画・協働のイメージ》



☆コラム6「協働の始まりは市民の参加から」

協働は、市民の参加から始まり、その市民の参加の積み重ねが協働の土台となり、市民 自治の多様な担い手と市との協働へとつながっていきます。

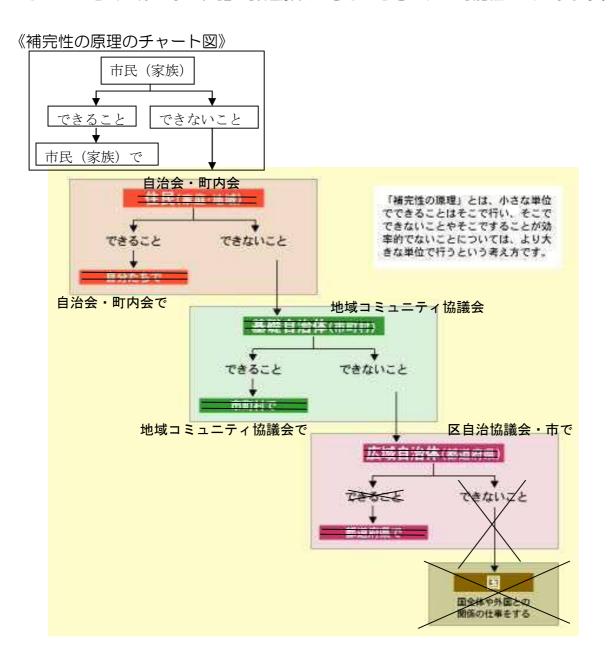
「協働」という言葉と一緒に「市民参加」という言葉をよく耳にしますが、協働を進めるうえでは、市民参加と協働の違いを理解することが大切です。市民参加とは、市民一人一人が、主体的にまちづくりや地域課題の解決を図る市民活動に参加することです。

身近な地域における市民活動に参加を希望される方は、自治会・町内会やコミ協などが 活動していますので、まずは相談してみてはいかがでしょうか。

2 自治のあり方(補完性の原理)

市は公平・公正を原則としたサービス提供を原則としますが、画一的で柔軟性を発揮し にくい場合もあります。一方、市民はニーズにより沿った視点から地域課題を発見し、臨 機応変に活動できますが、資金や規模の制約があります。このため、それぞれの長所や短 所を認め合い、足りない部分を補う形で共通目標に向かっていく必要があります。

自己決定・自己責任の意識が高まり、課題はより身近なところで解決されるべきという考えが近年高まっています。市の対応(公助)だけでなく、市民自ら(自助)や、市民団体間の連携(互助)により、地域の実情を踏まえた政策提言が進んでいます。地域でできることは地域で行うなど、誰が課題解決できるかを考えれば可能性も広がります。



3 理想像(協働の方向性)

①市民参加・協働への主体の拡大

自己決定・自己責任を基本とし、市民と市全体で担う地域社会の発展を目指すため、市 は市民に公共サービスの担い手であることの自覚を促し、施策を展開するとともに市民活 動の支援に努めます。市民が協働に一層の関心を持ち、参加できるようにするための情報 提供や環境づくりを進めるものとします。

②施策の内容など状況に応じた市民参加・協働

協働の形態は施策の内容などによって異なってきます。協働を進めるにあたっては、状況に応じて最も適した手法を採用することが重要となります。そこで、あらゆる状況に対応できる手法の整備や活動の推進を図っていきます。

③市民自治の多様な担い手と市の情報共有の推進

お互いの信頼を構築するには、まず市の透明性を図ることが重要です。そのため、地域への情報提供や、市民からの意見聴取など、交流の機会を拡大することにより情報共有を推進します。また、情報の活用方法についても検討していきます。

④市民自治の多様な担い手と市の役割の継続的な見直し

様々な課題を解決するため、市民自らが対応すべきもの、市民と市が協働すべきもの、 市が専門的に担うべきもの、それぞれを明確化し適切に役割を分担する必要があります。 活動全般のあり方を定期的に見直し、協働すべき場合は積極的に協働していきます。

⑤人材育成と多様な機能の充実

協働が円滑に進むため、市民同士や、市民と市の間の、意見集約や利害調整を行うとともに、様々な施策実施に必要な知識や技術を持った人材の育成に取り組みます。また、こういった人材が核となって市民と市をつなぐ機能を充実させていきます。

⑥市民自治の多様な担い手や市職員の意識改革の機会の確保

市職員の意識改革があってこそ、情報共有や地域への対応が進みます。一方、市民の協働に対する意識が高まることで、地域間の合意や活動の活発化につながります。市民や市が協働の意義について理解を深めるため、意見交換や学習の機会を継続的に設けます。

第3章 主な協働形態

市民自治の多様な担い手と市が行う協働の形態は、次に掲げる6種類を主な事例と考えています。

協働を行う場合、各形態に共通していることは、市民自治の多様な担い手と市がそれぞれお互いの立場を尊重し、対等な関係による議論を行うとともに、市民自治の多様な担い手から出された建設的な意見を可能な範囲で反映できるよう工夫し、信頼関係を構築することです。

また、市民自治の多様な担い手にも、主催者としての社会的責任が求められることをあらかじめ確認しておく必要があります。

どの形態で実施するのが適切かを判断するためには、その活動の趣旨を市民自治の多様な担い手と市の双方でよく確認しながら、より効果的かつ合理的であるかを総合的に判断し、効果が最も期待できる手法を選択することが必要です。

1 実行委員会・協議会

「実行委員会」「協議会」という新しい組織を立ち上げ、市民自治の多様な担い手が主催者となって行う形態です。



【効果】

- ・お互いの専門性やネットワークを活かすことで、効率的、効果的な活動が期待できます。
- ・資金調達や活動の面で、より柔軟な運営が可能となります。

【留意点】

慣習などにより、メンバーが長期にわたって固定されると、実行委員会の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるので、必要に応じ見直しを行う必要があります。

2 共催

市民自治の多様な担い手が主催者となって協働で一つの取組みを行う形態です。



【効果】

市民自治の多様な担い手の持つネットワークを活かした企画によってプログラムが充 実するほか、計画・実施にあたり、合わせ持つ専門性な知識を活かすことが出来ます。

【留意点】

- ・内容について、企画・計画段階で十分な協議を行っておく必要があります。
- ・イベント等におけるトラブル防止については、事前に確認と意識の徹底を図る必要があ ります。

3 活動協力

共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民自治の多様な担い手と市との間で、それ ぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結するなど、一定期間、継続的な関 係のもとで協力して行うことです。





【効果】

単独で実施するよりも効率的、効果的に実施することができます。

【留意点】

- ・市民自治の多様な担い手と市とでよく話し合いを行ったうえ、協定書の内容を決めるようにします。
- ・協定書に基づいて実施している段階でも、相互の情報交換を行うようにします。

4 補助金交付等

市民自治の多様な担い手が行う活動に、補助金等という形で資金面から支援し、協働するものです。市ではすでに、多くの取組みを各種団体と協働で行っています。

【効果】

自己資金だけでは実現が難しい活動を実施できることにより、活動の幅や可能性が広がり、活動の活性化も期待できます。

【留意点】

補助活動の完了時に実績報告書の提出が必要なこと、補助金の額の確定は実績報告書等の審査後になるなど、完了後の手続きについても、事前に十分確認をする必要があります。

5 企画・調査計画策定

市民自治の多様な担い手が、活動を企画立案する段階で意見や提言をし、施策に反映させていく形態です。



【効果】

計画の立案等においては、法律等専門的な知識を持つ市の実効性に加え、市民自治の多様な担い手の参画により様々な柔軟で新たな発想を取り入れ、市民のニーズにふさわしい計画等の策定が期待できます。

【留意点】

企画・計画段階において関与度を高め、お互いの当事者意識の向上が図れるよう配慮が 必要です。

6 委託

市が市民自治の多様な担い手に対して、協働になじむ業務を委託する形態です。



【効果】

経験やノウハウを習得したり、社会的信用を高めたりすることができます。

【留意点】

- ・市民自治の多様な担い手の持つネットワークや、行政にはない専門性・先駆性などの特性を活かすことが重要です。
- ・単なる行政の下請化を避け、市民自治の多様な担い手の自主性が発揮された効果的な活動が可能となるよう、特長を参考にするなど工夫をする必要があります。
- ・契約書、仕様書等に定められた責務を履行する義務を負うことになります。





☆コラム7「お互いの連絡窓口を一本化することが必要」

市民自治の多様な担い手と市は、お互いの信頼関係や役割分担、活動に対する考え方などについて、話し合いの場を持つとともに、常に相手と密接に連絡を取り合うことが重要です。このとき、必ずお互いの連絡窓口を一本化することが必要です。毎回、異なる担当者同士の話し合いでは、伝達引継ぎ等が不十分なことなどにより、話が噛み合わないどころか意思疎通も図れません。

また、市役所職員には人事異動がつきものです。年度が変わり、担当者が異動した場合、これまで蓄積されてきた信頼関係やお互いの役割分担、活動に対する考え方などが継承されるよう、市役所職員と十分な引継ぎを行うとともに、新しい担当者に、活動に対する経緯や考え方などの意見交換の場を設けて情報を共有し、コミュニケーションを促すようにしてみましょう。

第4章 協働によって期待される効果

協働することによって、市民自治の多様な担い手が互いに不足する部分を補い合ったり協力し合ったりすることで、個々に取り組むよりも高い効果を得ることができます。 また、それぞれの担い手に対する効果、さらに社会全体へ波及する効果もあります。

立場や価値観が異なる相手と協働することによって、コミュニケーション能力が高まり、視野が広がります。また市民は、公共サービスの受け手であると同時にその担い手になる可能性も持っています。

協働の中で、地域の課題が明らかになり、参加型の解決方法が示されれば、その人自身が、地域課題の解決や自治を担う人材になる契機となります。市民の持っている自助・共助の精神や自治の力を伸ばすことができれば、地域力・市民力が高まり、地域全体として課題解決能力(自治能力)が高まります。

1 市民

- ・きめ細やかで柔軟なサービスを受けられるようになります。
- ・市政への関心が高まり、より身近に感じられるようになります。
- ・多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用機会の拡大が期待できます。

2 自治会・町内会

- ・市民がその経験や知識を活かすことにより、地域活動を活性化することができます。
- ・市民に最も身近な自治会・町内会が責任を持って解決に取り組むことにより、住みよい まちづくりができるようになります。

3 コミ協

- ・市との役割や責任を分担することで、社会的使命をより効果的に実現することが可能に なります。
- ・活動の場や機会が広がり、組織運営の活発化や充実を図ることができます。
- ・市との協働を通じ、活動に対する社会的理解や信用が高まることが期待できます。

4 自治協

・区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整して、その取りまとめを行うことに より、区内の合意形成が円滑に図られます。

5 NPO (NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体)

- ・自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができます。
- ・会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供で きるようになります。
- ・協働領域の広がりに伴い、新たな活動の場も広がります。

6 事業所・事業者

・社会に対する責任を自主的、積極的に果たし、地域貢献することで、市民からの信頼が 高まります。

7 市

- ・コミ協や NPO 等の特性を活かすことにより、多様化する公共的な課題に対応できます。
- ・異なる発想・行動原理を持つ市民自治の多様な担い手との協働によって、体質改善の契機となります。
- ・コミ協や NPO 等との役割分担のもと、施策の見直しなどにより、サービスの効率化や 質的向上など市政全般の効率化が図られます。



☆コラム8「身近なコミ協や区役所などに積極的に相談してみよう」

市民自治の多様な担い手が、相互に協働して地域課題の解決に取り組もうとするときや、市に対して協働の取組を提案したいとき、どこに相談すればよいかわからない場合はありませんか。

コミ協における地域課題の解決の取組や「協働の要」である自治協を通じての特色ある区づくり事業、市民協働課の募集する協働事業提案モデル事業の提案などがありますので、身近なコミ協や区役所の担当課に積極的に相談してみましょう。

また、新潟市市民活動支援センターでは、NPO法人や市民活動団体等の情報提供のほか、 会議スペースの提供や印刷機の利用などを行っていますので、足を運んでみてはいかがでしょうか。



完成版には,以下を巻末に添付します。

- 協働の指針検討委員会開催概要
- 委員名簿
- 〇 自治基本条例